

いじめ防止基本方針



-すべての子どもに居場所と出番を-

平成26年3月1日策定

平成28年4月1日改正

平成30年10月1日加筆修正

令和2年8月18日加筆

令和3年4月1日修正

(平成18年度間の調査より)

本調査(文部科学省)において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注4) 一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮の上、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

基本的認識

・いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
・一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが必要である。

いじめ対策の基本的な考え方

本校では、学校経営方針の中で「いじめは、どの学校・どの学級にも起こりうるものである。いじめが全ての児童等に関係する問題であること、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。」ことを確認した。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校風土・学年風土・学級風土づくりに努める。
 - ②児童一人ひとりの居場所と出番を保証し、自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
 - ③いじめの早期発見と早期解決に努め、学校組織全体で取り組む。
 - ④学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ⑤児童の安全を最優先し、各種関係機関との連携を図る。
 - ⑥家庭・地域にも連携・協力を要請し、地域一体となる体制づくりで未然防止を図る。
- 以上の基本方針を徹底し、指導に全力を挙げて取り組むことが確認されている。

2 いじめ対策の組織体制

いじめ未然防止、いじめ対策は、一人の職員のみでは、解決することはできない。校長・教頭をはじめとした組織体制で対応することが重要である。その中で、職員の共有理解を図り、同じスタンスで指導していく。

(1)いじめ対策部、生指・支援部

本校の児童理解の基本は、特別支援教育における視点である。児童理解に対して、個別支援や集団指導の方法を取り入れ、指導の徹底を図る。

(2)未然防止策・対処策の確認・実施

状況・課題発見についての対処の確認を行い、それぞれの役割分担で、児童指導、家庭確認、聞き取りによる事実確認をスピードと誠実で取り組む。

(3)家庭-地域-関係機関と連携した組織体制

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、家庭・地域住民・関係機関との連携を密にし、対応にあたる。

3 いじめの未然防止策

いじめの被害者・加害者は入れ替わるものなので、被害者や加害者になりそうな児童を発見し・予見して対応することよりも、常に児童全員に注意を注ぎ、全員を対象とした取り組みを重視する。

(1)いじめが起きにくい学校風土・学年風土・学級風土づくり

多くの児童がいじめ加害に巻き込まれ、些細な行為が深刻ないじめへと拡大してしまうことが事実として存在する。こうした背景を防止するためには、「いじめを生まない」雰囲気作りが大事である。児童一人ひとりが「いじめなんて、くだらないね」と言える気持ちをはぐくむ学校風土・学年風土・学級風土をつくりあげる。また、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2)子どもの居場所と出番のある学校・学年・学級づくり

児童は、認められる、信用されることを望んでいる。よって、一人ひとりの「自己有用感」を高める指導・育成を働きかけなければならない。
児童が活躍できる場面、認められる場面を教科指導のみならず、学校行事・児童会行事等で仕組んでいく。他者から認められ、他者から頼りにされているという意識を育て、「自己有用感」を感じ取り、“絆づくり”につなげていく。

(3)校訓「やる気・元気・根気・勇気・思いやり」による基本的生活習慣の定着

学校風土づくり・学年風土づくり・学級風土づくりは、短時間でつりあげられるものではない。一日一日の積み重ねによって、可能となる。故に、本校の特色ある教育活動である「活動目標」の取り組みは重要である。いじめを生まないためには、日常生活の充実が必要であり、そのためにも、校訓「やる気・元気・根気・勇気・思いやり」を通して、基本的生活習慣、学習習慣の定着を図ることは、本人と周囲をつなぎ、より良い生活をおくることにつながる。また、学校からの情報発信により、家庭や地域とも連携することも未然防止となる。

(4)「全員が担任」の全校体制による児童対応

一部の職員の指導だけでは、未然防止も対応もできない。職員全員の共通理解と指導体制が必要である。学校経営方針の一つとして、「全員が担任」の全校体制が掲げられている。よって、児童も「学校中が教室」であること、身体と心の居場所として安心できる。

(5)楽しくわかる授業づくり

「自己有用感」を高めるためには、認められること、役に立っていることが大事である。そのためには、日常の授業場面での工夫は重要である。本人や学級が認められるクラスでの出番、授業での出番をつくり、自尊感情を高めることに努める。

(6)道徳教育の充実

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図るとともに、地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材や外部講師の活用を行う。

4 早期発見と早期解決策

未然防止の取り組みでは、未だ表面に表れていない児童の課題を発見する試みと明らかになった課題を解決していくことを重視する。

①教師の観察力

学校生活での、児童の些細な行動に気づく姿勢を常に意識し、実践していく。

②質問紙調査・遅刻、早退、欠席の状況

児童の状況を把握し、課題を発見していく。

③具体的な実施計画

課題発見・取り組み・解決 → 一連の対処要領を策定しておく。

④校内組織での対応

組織による課題解決に向けての話し合いと今後の対応策の確認をする。

⑤児童指導・家庭との連携

課題に対しての指導と解決に向けての家庭との連携に努める。

⑥各関係機関との連携

教育委員会への報告と連携、必要に応じて、関係機関との連携を図り、被害者、加害者への支援体制を構築する。

5 いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを重視する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

☆遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合

その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生指・支援部会」において直ちに情報を共有する。その後は、生徒指導主事が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

②いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適宜に提供する。

③いじめた児童への指導又はその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも視野に入れる。

④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。よって、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑤いじめが解消している状態

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑥ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知させる。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

⑦緊急時の連携

「緊急時の連携」については、発生した問題行動等への対応や学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行う。

深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合には、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談する。

また、学校だけでは解決が困難な状況になった場合には、教育委員会等に相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携を図り、生特委員会を中心に組織で対応する。

6 その他の留意点

①組織的な指導体制の確立

生徒指導・特別支援教育委員会（通称：生特委員会）を中心に組織的に未然防止及び対処に対応できる体制を確立する。

②校内研修の充実

特別支援教育手法を重要視し、そのノウハウから児童理解を中心に研修を進める。また、いじめに関する生徒指導提要、リーフを通じての学習会を行う。

③特に配慮が必要な児童

○発達障害を含む、障害のある児童
 ○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 ○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 ○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童
 上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

④校務の効率化

生徒指導・特別支援教育校内体制を構築し、これまでの実践データを活用できるように情報の共有化を図る。

⑤学校評価の活動

学校教育目標「楽しい学校(楽校)の創造」を実現するために、児童理解を進められる目標を各自に課題として取り組んでもらう。学校評価を通じて、児童理解、指導、教材開発等についてのPDCAを常に意識づけていく。

⑥地域・家庭との連携

家庭との情報交換を重視すると共に、年間を通して、授業参観、開放日、懇談等を計画し、保護者や地域に学校を知ってもらえる機会を設ける。HPを充実させ、情報を発信して、可視に努める。

7 いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ防止対策委員会		教育を語る会	個人面談	学校関係者評価委員会	いじめ防止対策委員会
	PTA総会等で「いじめ基本方針」提案・説明					
	←	事案発生時、いじめ防止対策委員会開催				→
防止対策	児童会活動 (あいさつ運動・ 無言清掃の取組) 通年取組				いじめ防止研修会	
	←	道徳：生命尊重、規範意識、自尊感情 教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組 生徒指導：自己決定力、共感的人間関係、自己存在感(心の居場所づくり、他者との協調関係)				→
	めざましの時間に、 ソーシャルスキルト レーニングを組み込 む。					
気になる子の情報共有 (各月1回)	QUアンケート		第1回学校評価	いじめアンケート実施		
早期発見		インターネットいじめ サイト巡回(通年、定期的に)				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修				学校関係者評価委員会	学年・学級懇談会総括	いじめ防止対策委員会
	←	事案発生時、いじめ防止対策委員会開催				→
防止対策	←	道徳：生命尊重、規範意識、自尊感情 教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組 生徒指導：自己決定力、共感的人間関係、自己存在感(心の居場所づくり、他者との協調関係)				→
早期発見	第2回学校評価	QUアンケート	いじめアンケート実施		いじめアンケート実施	
	←	インターネットいじめ サイト巡回(通年、定期的に)				→

※ 重大事案発生時対応(白根東小学校)

①組織的な指導体制の確立

(平常時)

校務分掌上の生徒指導・特別支援教育委員会（「**生特委員会**」）を中心に、日常的・組織的に未然防止、及び各種事案に対応できる体制を確立する。

(事案発生時)

管理職（教頭中心）の判断により、生徒指導主事を中心に運営委員・担任等の校内関係者で（「**いじめ防止対策委員会**」）を立ち上げ、組織的な体制を確立し、学校全体で事案への対応及び経過観察を行う。終息に向かうまで継続的に対応を行う。

(重大事案発生時)

管理職（校長）が必要と判断した事案や、いじめを起因とした欠席日数が年間30日を超えた事案等の「いじめ防止基本方針上の重大事案」が発生した場合、速やかに（「**〇〇学年生活調査検討委員会**」）を立ち上げる。この委員会の校内構成員は、校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主事・全学年主任・担任等の関係者とし、実態把握のためのアンケート調査や聞き取り調査等を実施する。校外からの構成員は、学校SC（飯久保）、PTA役員（1名）、学校評議員（1名）、市指導主事（1名）とし、学校の各種調査結果を踏まえて事案の検討を行う。また、市教育委員会には随時、市指導主事を通じて経過報告が行われるが、市教育委員会から正式な要請があった場合には、その調査・検討の結果を、校長が中心となり報告する。尚、全ての場合において、プライバシーには十分留意し、関係者全員には、守秘義務が課せられるものとする。